

意見書の記載と委員会議事録(抜粋版)

この資料は、5/13 第78回淀川水系流域委員会 審議資料1-2 別表 から抜粋して整理したものです

意見書の記載	委員会の議事録
<p>[意見]</p> <p>委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。</p>	<p>【岡田委員：第77回委員会】</p> <p>再検討された内容を提示されることが適切と考える、あるいは強く期待されるというふうな意味合いでの「求める」というふうに理解して、いろいろ意見がありましたが了解したつもり。</p> <p>【宮本委員長：第77回委員会】</p> <p>「求める」という意味は、強く何か強制力のあるものかどうかということをおっしゃいましたので、それは違いますと。あくまでも我々は委員会としてそんな権限はありませんので、強く希望すると、まさにそういう趣旨です。</p>
<p>3. 洪水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HWL以上の堤防強化および越水対策強化が行われないならば、整備後においても依然として全区間において堤防決壊の危険性は大きい。したがって、堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策を実施することを求める。 ・ 住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策や河川改修等を進める必要があり、もとより堤防強化のみで対応できるものではないことは言うまでもない。堤防のHWL以上の強化および耐越水堤防への強化対策と流域対応等他の対策との組み合わせについて、事業費を明示した上で優先度の検討を行い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むた 	<p>【澤井委員：第72回委員会 P58】</p> <p>破堤を防ぐというのが壊滅的被害を防ぐのにもっとも効果的だということですね。壊滅的被害の主要原因が破堤だということ、これも大体私は同感です。それから破堤を防ぐということは非常に重要だということは全く同感なんですが、そのときにどこもかも全部難破堤堤防にするというのは、延長が非常に長いので費用と時間の点から私は非現実だと思っているんです。</p> <p>ですから、やはりその場合にはどこか集中的にここは守るという部分、ということは逆に言えばそこはあふれやすいところをつくらない限りは成り立たない議論ではないかという気がするんですね。それを上流の方にしわ寄せばかりは私はやっぱり不公平だという気がするんですね。そしたら下流部で市街地でどうするかということですが、市街地は低くすればそこは非常に災害の発生頻度がふえるわけです。それを容認するかどうかですね。それでも耐えられるような土地利用というのは一体何なのかということですが、例えばピロティ化を図るとか、あるいはほかに何かいい方法があるのかどうか、なかなか立ち退くということは難しいと思うんですね。だからその場合に一体どうやっていくのか、例えば床下浸水は許容しましょうという議論が何回か出てきましたけど、それが本当にみんなが合意できるのかどうか、その覚悟があるんだったら下流部も含めてヒューズ的な部分ですね、切れないけれどもあふれやすいという場所を意図的につくっていくべきだという気がするんですね。</p>

めの具体的な計画を示すことを求める。

【河田委員：第75回委員会 P58】

堤防補強は、確立した技術ではないから全川にわたって同じような状態で効果を発揮するということまでにはまだ至っていない、だからそういうものとそうでないものとを組み合わせることも大事ではないですかと言っている。

【宮本委員長：第75回委員会 P62】

堤防補強だけではなしに、例えば流域の貯留、あるいはひよつとするとダムもあるかもしれません。そういう河道の中のエネルギーを低減するという努力も要りますねと。それを流域貯留という意味において流域で水をためるといことで土地利用も含めて流域対策をやりましょうというのが今までの意見。何も堤防補強だけをやったらいいなんて言ってない。

【河田委員：第76回委員会第二部 P3~4】

土でできた堤防だから越水対策だけで乗り切れるかという、それは非常に危険。

【河田委員：第76回委員会第二部 P18】

計画高水位というのは基準。それを超えると、市街地側ののり尻から水が吹き出る可能性がある。そういう基準。だから、堤防が安全だからどうか 17cm 上がったって大丈夫じゃないか、補強したら大丈夫だと、この議論じゃない。堤防全体の安全性にかかわってくる問題。

ですから、越水することはとめる、これも大事だと。だけど、今堤防の余裕高が、例えばこれは計画高水流量に対して決められているものだから2m以上なければいけない。その中で 17cm ぐらい上がったっていいじゃないかというような議論はなじまない。堤防の設計上、そういうふうに堤防というのはつくられている。ですから僕は、補強するのは定かでないけれども、それだけで対策をやったということにしては困るということを行っている。

【水山委員：第77回委員会】

否定しているわけじゃないんですけど、私はやっぱりこの整備計画案については実行性を最初に考えているので。まあダムに関してもそういうことなんですけど、堤防補強も、水の当たる側の話はいいいとして、超える側の

	<p>話がね。まあ 20 年後には間に合っているかもしれないけれども、きょうやれと言われたときに間に合っていないんじゃないかという気がするものだからさっきかなり否定的に言いました。急いでほしいと思っているんですけど。</p>
<p>5. ダム</p> <p>(1)大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発は一体として、宇治川、淀川に対して流量低減を行うものの、淀川において整備局が検証に用いた33パターン計画規模洪水の中で、大戸川ダムがない場合にもっとも高くHWLを超過するのは淀川13.2km地点で、超過高は17cmである。大戸川ダムがあると水位を19cm下げ、HWLから2cm水位を下げるができるが、この大戸川ダムによる水位低下高は洪水時の水位の変動幅やモデル誤差の範囲内である。 また、計画規模洪水をHWL以下で流下させるという「原案」で示された目標に対して、大戸川ダムによって水位をHWL以下に低下させることができる洪水は、検証に用いた33パターン計画規模洪水の中で2パターンであり、限定的である。さらにこの2つの洪水パターンであっても、大戸川ダムおよび天ヶ瀬ダム再開発が完成した後において、計画規模を数パーセント超える洪水をHWL以下の水位に低下させることはできない。 	<p>【河田委員：第76回委員会第二部 P3】</p> <p>ダムの効果をどう評価するかということですが、少なくとも桂川の下流の大下津のところを河道掘削することで流下能力が上がるわけですよ。疎通能力が上がるということは、そこにあった自然のダムをつぶすということ。流下能力を拡大するということはそこで貯めていた水が流れやすくなるということですから、当然下流側にその影響が出てくるというわけです。ですから、その代替措置がどこかでとれないと下流側は必ず危険になると。これは間違いない。</p> <p>そうすると、河道掘削して治水の上下流バランスをとるということであれば、流下能力を増した分どこかで水をコントロールしなければいけない。この点については問題ないと思います。そう考えたときに、治水効果があるかないかという議論の前にそういう対策をとらないと、現状では放置すると下流側は危険になるということを引きつりと認識すると、そこにどういうふうな対策をつくっていかなければいけないかという問題が出てくる。</p> <p>【宮本委員長：第76回委員会第二部 P4～5】</p> <p>河田委員がおっしゃるように、水位が上がることは好ましいわけではないですから、いろんなところでダムも含めて流域で水をためるということは当然あるべきなんですね。そのときに、まず堤防補強した上で、それではあとはダムなり、あるいはほかの地域のいろんな考え方なり、一体どういうふうなことを組み合わせてやっていったらいいのかという議論をする必要があるということを示し上げた。</p> <p>【宮本委員長：第77回委員会】</p> <p>大戸川ダムがある意味で言うたらごぼっと、例えば計画規模で下げてくれたら、ハイウォーターよりも例えば1mとか下げてくれたら、少々後、ちょっと大きな雨が降ってもまだハイウォーター以内におさまっているわけですよ。そういう意味においては、すごくある意味においてはきく幅が広いとなるんですけども、ここでやられているのはハイウォーターから2cm なんですよ、その大戸川ダムを下げるのは。ということは、2cm というこ</p>

	<p>とは、それこそ計画規模と言うたって、寶さんがご専門のように、きちっと何 mm というのが、そのやっぱり幅もあるわけですよ。そうすると、たかだか 2cm を今度は超えるというのは、割と起こりやすいわけですよ。そんな大した超過洪水の議論じゃないわけですよ。そういう意味からすると限定的であるということを使っているわけです。</p> <p>【河田委員：第 77 回委員会】</p> <p>限定的であるということは僕も認めるんです。これはこの前も僕が言うたとおりですね。ですけども、限定的であっても基準を超えるということに対して効果があるんだから、それは残せと。ですから、僕はここの意見に安全基準を満たさなければいけないという形で書いてほしいと。</p> <p>限定的であることは認めているんですよ、33 の 2 パターンだって。だけど、そういうものでも、さっき委員長がおっしゃったように、このダムをめちゃくちゃ大きくすれば当然効果があるわけで、それを環境とかいろんなことに配慮して、もちろん工費もそうですけれども、できるだけそのインパクトを小さくしようと。そうすると、当然影響だって小さくなってきますよね、効果だって。ですから、そのぎりぎりのところで評価しているわけですね。ですからこれは限定的なんですよ。限定的であるということはわかるけれども、それはやっぱり苦肉の策じゃないですか。そういうプロセスを経て持ってきているから、その 2 ケースだけでも効果的であるというのであれば、それはやっぱりきちっとそれを評価してやらなきゃいけないと、こういう趣旨だと思う。</p>
<p>・ ダムの必要性や緊急性を検討するためには、堤防の HWL 以上の強化および耐越水堤防への強化対策や流域対応等の対策との組み合わせについて事業費を明示した上での総合的な検討が不可欠であるが、現時点においては不十分である。</p>	<p>【宮本委員長：第 75 回委員会 P48】</p> <p>ダムはあれだけのボリュームをためるんですから下流に対して水位低下するというのもう当たり前のことなんですよ。こんなこと当然のことなんです。(中略)私は何も堤防補強だけやるとは一言も言っていないんですよ、今までの委員会においても。堤防補強を少なくともまず堤防天端までやるのが必要ではないですかと。越水対策も要りますよねと。しかし、一番初めに言いましたけれども、流域貯留、その中にはダムも当然あるわけですよ。水をためるという意味においてはね。そういうことを考えるのは当然だけれども、その前にまずこういうことを考えないとダムの効果もわからなくなってくるということを言っているんです。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 以上のことから、現時点において、ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではないと判断する。 ・ なお、天ヶ瀬ダム再開発については、琵琶湖後期放流量を増大させるという目的があるが、このことについては、宇治川の流下能力を1500m³/s にすることに伴う環境や景観に及ぼす影響等を含めて、今後審議する。 	<p>【河田委員：第77回委員会】</p> <p>要するに、ダムは貯留効果があるから、これははっきりしていると。ですから、これをつくって治水効果を上げるといことは期待できるわけで、その効果が小さいか大きいかという議論とか、そのダムをつくるに当たってのいろんなことがまだ不十分だという評価はね、僕は認める。だけど、ダムの持っている機能は認めることはできる、ということなんです。</p> <p>【宮本委員長：第77回委員会】</p> <p>今この文章でこういう表現をしています。しかし、これについてダムと天ヶ瀬再開発事業が今この時点で不要だと言っていない。</p>
<p>川上ダム、丹生ダムについても同様の記載。</p>	<p>川上ダム、丹生ダムについても同様の趣旨であること及び同様の意見があることを確認。</p>